古河市老人福祉センター運営ビジョン

令和４年６月　古河市

目次（内容）

Ⅰ　計画策定の経緯 1
１　計画策定の趣旨と背景 1
２　老人福祉センターの現状 2
（1）　施設の概要 2
（2）　入館者の利用状況 2
（3）　福祉バスの利用状況 4
（4）　維持管理費の状況 4
３　老人福祉センター運営上の課題 5
Ⅱ　高齢者をとりまく現況 9
１　人口動向 9
２　生きがい・交流の場の状況 9
（1）　老人クラブ活動 10
（2）　ふれあい・いきいきサロン 10
（3）　生涯学習・スポーツの場 11
（4）　一般介護予防事業 11
（5）　介護予防・生活支援サービス（通所型サービス） 12
（6）　介護サービス（通所サービス） 12
Ⅲ　老人福祉センターの今後のあり方について 13
１　基本方針 14
２　事業スケジュール 16
Ⅳ　施策拡充（案） 17
１　老人クラブ交流事業の支援 17
２　老人クラブ補助金の増額 18
３　アクティブな高齢者活動の推進 19
４　高齢者のタクシー料金助成 20
５　補聴器購入助成費の増額 21

Ⅰ　計画策定の経緯

１　計画策定の趣旨と背景

本市では、これまで人口の増加や行政サービスに関する市民ニーズに対応するために多くの公共施設を整備してきましたが、現在、これらの施設は、老朽化による建て替えや大規模改修の時期を迎えています。

今後、人口減少や少子高齢化が進展し、さらに、生産年齢人口の減少による税の減収や扶助費などの社会保障関係経費が増大することで多額の財政需要が想定されるなか、これまでと同様に施設を維持していくことは非常に困難であります。

こうした状況のなか、市では、今後の公共施設のあり方について基本的な方針を示した「古河市公共施設適正配置基本計画」を策定し、施設の最適化に取り組むことになりました。

本市では、老人福祉法に基づき、昭和 45 年に古河老人福祉センター、昭和 54 年に総和老人福祉センターを開設しましたが、両施設ともに建物の老朽化により安全性の確保という面で大きな不安を抱えており、また、機器類など館内設備は経年劣化により補修箇所が増加しています。

このことから、老人福祉センターは「古河市公共施設適正配置基本計画」の施設評価において老朽化に伴う問題が指摘されています。

さらに、令和 2 年 2 月以降、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、休館や市内居住者限定の利用制限を設け、また「新しい生活様式」を取り入れたため事業を縮小して運営を続けています。

このような状況から、施設の利用実態を踏まえつつ、必要性・有効性などを改めて検証することで、今後の施設の基本方針を示し、将来を見据えた持続可能な高齢者福祉サービスの提供のために策定するものです。

2　老人福祉センターの現状

（1）　施設の概要

古河老人福祉センター	建築年月	S45 年 3 月
	所在地	古河市新久田 285
	敷地面積	6,862 ㎡
	延床面積	734 ㎡
	運営形態	指定管理 （ワーカーズコープ）
	その他	※建築経過年数 （令和 4 年 3 月現在）： 52 年

総和老人福祉センター	建築年月	S54 年 4 月
	所在地	古河市北利根 10
	敷地面積	6,015 ㎡
	延床面積	1,090 ㎡
	運営形態	指定管理 （古河市社会福祉協議会）
	その他	※建築経過年数 （令和 4 年 3 月現在）： 43 年

老人福祉センター	設備
共　通	・浴場　・集会場（カラオケ）　・売店　・娯楽室（将棋、囲碁）
古　河	・ヘルストロン　・温泉設備
総　和	・カラオケルーム（個室）

（2）　入館者の利用状況

①　年度別利用状況（延入館者数）

老人福祉センター	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度 （R3. 12 月末）
古　河	57,061 人	51,632 人	49,149 人	8,630 人	9,903 人
総　和	34,998 人	39,679 人	36,055 人	6,120 人	5,093 人

※R1～R3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対応による利用制限あり

② 利用登録者数の状況

	利用登録者（65 歳以上）	
	R3 年 3 月末	R3 年 12 月末
古河老人福祉センター	165 人	165 人
総和老人福祉センター	137 人	154 人
計(A)	302 人	319 人
高齢者利用率 (A)÷40,770 人（R4.1.1 現在）	**0.74%**	**0.78%**

※利用者登録は R2 年 7 月以降の市内居住者限定利用措置により開始

③ 利用方法の状況

令和 1 年度 （～R2.2.27）	令和 2 年度以降		
		古河老人福祉センター	総和老人福祉センター
利用制限なし 予約なし	個人	**R2 年 7 月～** 利用者数を制限して入浴サービスに限定し再開 完全予約制（市内居住者のみ） 1 時間ごとの入替制 1 時間あたり　12 人（男 6 人・女 6 人）×6 時間枠 1 日の利用者　72 人 ※カラオケ禁止	
	団体		**R2 年 9 月～** 利用者数を制限して再開 （集会場、福祉バス） 人数上限　24 人程度 利用時間　2 時間程度 ※カラオケ禁止

④ 臨時休館の状況

R1 年度 （～R2.2.27）	R2 年度		R3 年度	
古河…年 0 日 総和…年 1 日 （設備メンテナンス等）	① 4/1～6/30 **※R2.2.28 から** **継続休館** ② 12/1～12/13 ③ 1/16～2/28	91 日 13 日 44 日 計 148 日	① 4/22～5/12 ② 8/6～9/30	21 日 56 日 計 77 日

(3)　福祉バスの利用状況

利用できる団体	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度（見込）
老人クラブ【 130 団体 】	7,628 人	6,809 人	6,174 人	0 人	0 人

※福祉バス：定員 57 人。H14 年購入、19 年経過。

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため利用制限あり。（乗員を定員の半数）

※令和 2 年 9 月～4 年 2 月（予約）　福祉バスの利用予約なし。

(4)　維持管理費の状況

（単位 千円）

	指定管理期間（R1～5 年度）					
老人福祉センター	R1 年度	R2 年度	R3 年度（見込）	R4 年度（見込）	R5 年度（見込）	計（5 年間）
古　河	36,621	33,753	32,796	33,293	40,959	177,422
総　和	42,649	39,675	39,386	40,283	40,283	202,276
うち福祉バス	3,805	2,693	3,386	3,683	3,683	17,250
計	79,270	73,428	72,182	73,576	81,242	379,698

○指定管理費以外の修繕費用執行状況

老人福祉センター	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
古　河	395 千円	2,603 千円	2,275 千円	957 千円
総　和	3,564 千円	1,227 千円	2,844 千円	885 千円
計	3,959 千円	3,830 千円	5,119 千円	1,842 千円

３　老人福祉センター運営上の課題

(1)コロナ禍により施設の継続的な開館ができていない。また、サービスの利用制限による利用者数の減及び利用者が固定化されている。

(2)安定的な施設運営を維持するためには、多額の維持管理費が発生すると見込まれる。また、利用者の安全確保のために、施設の大規模改修あるいは新設、設備の更新が必要である。

(3)コロナ禍による利用制限のため、福祉バスの利用実績がない。また、現行車両の耐用年数が大幅に経過していることから更新が必要である。

課題（1）コロナ禍により施設の継続的な開館ができていない。また、サービスの利用制限による利用者数の減及び利用者が固定化されている。

令和２年２月までは、メンテナンス日以外の臨時休館を除き、入浴サービスや飲食、カラオケなどの多様なサービスを提供していましたが、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を受け、２月 28 日以降、市内公共施設すべてが臨時休館となりました。

高齢者施設であることから、利用者の安全を守るため徹底した新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行い、三密を避ける完全予約制（市内居住者のみ）を導入し、７月１日より入浴サービスに限定した施設利用を再開しました。

その後も新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、令和２年度中は計 148 日、令和３年度中は計 77 日、臨時休館を余儀なくされ、継続的な開館ができない状況でした。

入浴サービスに限定した利用や完全予約制を導入したことにより利用者が減少し、また高齢者人口の１％に満たない利用者登録の実態から利用者の固定化という課題が浮き彫りになりました。

課題（2）安定的な施設運営を維持するためには、多額の維持管理費が発生すると見込まれる。また、利用者の安全確保のために、施設の大規模改修あるいは新設、設備の更新が必要である。

古河老人福祉センターは、令和 3 年 1 月に浄化槽（230 人槽）の汚水漏れが発生し、公共下水道への接続工事を検討しましたが、高額な費用負担が発生するため、別の浄化槽（21 人槽）の処理能力範囲で運営を継続することになりました。

浴場設備のうち、温泉井水中ポンプは 4 年周期で交換が必要であり、ほかにも温泉井浚渫工事など、周期的に高額な費用負担が発生します。

一方、総和老人福祉センターは、屋内の雨漏りをその都度部分修繕していますが、屋根防水機能の劣化が進んでいるため改修の必要があります。

このように両施設の設備においては、経年劣化に伴う故障が多く、突発的な修繕が発生しています。湯温を保つためのボイラーや給湯配管も耐用年数を経過しているため、サービス提供に影響を及ぼす故障がいつ発生するか予測ができない状況です。

両施設とも旧耐震基準により建築された建物であり、老朽化や利用者の安全確保という面で大きな不安を抱えており、耐震化を含めた施設の大規模改修あるいは新設が必要になります。

〇浴場施設の状況

老人福祉センター	浴場施設の建築年	経過年数	浴場設備	直近の更新年（経過年数）		耐用年数
古 河	H4 年 11 月	29 年	ボイラー（1 基）	H9 年更新	（24 年経過）	10～15 年
			ポンプ	－		10～15 年
			給湯配管	－		20～25 年
			温泉井浚渫工事	H10 年更新	（23 年経過）	10～15 年
			温泉井水中ポンプ	H30 年更新	（ 3 年経過）	4 年

老人福祉センター	浴場施設の建築年	経過年数	浴場設備	直近の更新年（経過年数）		耐用年数
総和	S54 年 4 月	43 年	ボイラー（2 基）	H12 年更新	（21 年経過）	10～15 年
			ポンプ	－		10～15 年
			給湯配管	－		20～25 年

※両施設の浴場設備は、定期的に保守を行い、消耗品交換や突発的な修繕をその都度実施

○施設の大規模改修をした場合に見込まれる経費

項　　目	古河老人福祉センター	総和老人福祉センター
浄化槽の改善（公共下水道接続工事）	9,460 千円	－
温泉井水中ポンプ交換	7,666 千円	－
温泉井浚渫工事	13,200 千円	－
ボイラー更新（入浴温度管理等）	10,000 千円	10,000 千円
屋根防水工事	－	9,800 千円
建物耐震診断	5,000 千円	5,000 千円
施設耐震補強改修工事	209,924 千円	311,740 千円
計	255,250 千円	336,540 千円

※参考　過去の実績額や参考見積額、耐震補強改修工事（他自治体）より試算

２施設合計　591,790 千円

○施設を新設した場合に見込まれる経費

施設の新設（　同等の施設建設費　）

1,120,000 千円

※参考　老人福祉センター建築工事（他自治体）

課題（3）コロナ禍による利用制限のため、福祉バスの利用実績がない。また、現行車両の耐用年数が大幅に経過していることから更新が必要である。

福祉バスは、老人福祉センターを団体利用する老人クラブ連合会の送迎、また老人クラブの研修、スポーツ大会等の行事の移動に利用するため配置しています。運行業務については、民間事業所と３年間（R2～R4 年度）の業務委託契約を締結しています。

令和２年９月、施設の団体利用の再開と同時に福祉バスの利用を再開したものの、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、施設内の滞在時間やバスの乗車人数を制限したことにより、利用実績がない状況が現在も継続しています。また、57 人定員の大型車両でノンステップ仕様ではないため、高齢の方が乗降しづらい点が問題になっています。

現行車両は、購入から 19 年を経過しています。運行に支障はありませんが、経年劣化による修繕箇所もあり、耐用年数（9 年）を大幅に経過していることから買い替えの検討が必要になっています。

○福祉バス運行に係る経費

	業務委託契約額（月額）	運行日	執行（見込）額
R2 年度	4 月～：306,900 円 6 月～：207,900 円～306,900 円	メンテナンス　月 4～5 日 老人クラブ利用　月 0 日	2,963 千円
R3 年度	207,900 円～306,900 円	メンテナンス　月 4～5 日 老人クラブ利用　月 0 日 （R4 年 2 月まで）	2,495 千円
R4 年度	207,900 円～306,900 円	メンテナンス　月 4～5 日 老人クラブ利用	2,495 千円～ 3,683 千円

※R2 年 6 月運行分から月額委託料の変更となる（R5 年 3 月運行分まで）。

運行日　0 日から 5 日　207,900 円／月

6 日から 20 日（加算分）　6,600 円／日

○福祉バスの更新に係る経費

福祉バス更新 → **28,000 千円**

※参考　市バス購入時価格　定員 56 人　27,960 千円（H22 年度）

Ⅱ　高齢者をとりまく現況

1　人口動向

令和４年以降の人口推計では、総人口は減少傾向と推計され、高齢者人口は令和６年まで増加傾向となっていますが、それ以降、減少傾向となっています。反面、高齢化率は増加し、令和８年では、30.1%になると予測されています。

	R3 年	R4 年	R6 年	R8 年	R22 年
総人口	141,607 人	140,778 人	138,989 人	136,971 人	118,522 人
高齢者人口	40,699 人	40,813 人	41,203 人	41,182 人	40,674 人
高齢化率	28.7%	29.0%	29.6%	30.1%	34.3%

※参考　「第８期介護保険事業計画」より抜粋

2　生きがい・交流の場の状況

高齢社会を取り巻く環境は、時代と共に大きく様変わりし、高齢者のライフスタイルや価値観が多様化する中で、高齢者の活動に対するニーズも、教養や趣味の活動、生涯スポーツ、ボランティアなど多岐にわたっています。

コロナ禍における老人福祉センターは、臨時休館やサービス制限など、利用者に不便をきたしている一方で、地域住民活動や類似した民間サービスなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策をして事業を継続しており、多種多様なアプローチにより、高齢者の生きがい活動や交流の場となっています。

生きがい活動や交流の場　≪ 地域住民活動や民間サービスなど ≫	
(1) 老人クラブ活動	公民館・自治会館での集会（ふれあい交流） 奉仕活動（公民館等の清掃作業、通学路立哨）
(2) ふれあい・いきいきサロン	地域住民が主体的に運営し交流
(3) 生涯学習・スポーツの場	公共施設や民間サービスが多数活動 （入浴施設、カラオケ、教養講座、フィットネス等）
(4) 一般介護予防事業	シルバーリハビリ体操、さわやか教室、シニア運動教室
(5) 介護予防・生活支援サービス	通所型サービス　介護予防通所サービス ミニデイ型通所サービス 短期集中介護予防通所サービス
(6) 介護サービス	通所サービス　通所介護【デイサービス】 通所リハビリテーション【デイケア】

(1)　老人クラブ活動

老人クラブ活動は、地域の高齢者で組織され、地域での社会奉仕や健康増進・教養講座などの活動を行い、高齢者の生きがいづくりを実施しています。

区分	主な活動	内容等
社会奉仕	・自治会館や公民館の清掃 ・通学路の立哨活動 ・ねたきり老人訪問　など	地域の集会場や公共場において、清掃などの社会奉仕や地域住民との交流、友愛活動を中心に、地域での社会福祉活動を実施。
健康増進	・ゲートボール ・ペタング ・歩く会　　など	地域の集会所において、健康教室やスポーツを通じて、健康保持に関心を持ち、健康増進活動を実施。
教養講座	・認知症サポーター育成講座 ・シルバー料理教室 ・火災予防教室　　など	地域の集会場において、教養講座や文化学習を通じて教養の向上や生活を豊かにする教養講座活動を実施。

※参考　「令和２年度老人クラブ等活動費補助金実績報告書（市内 133 クラブ）」より抜粋

(2)　ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンは、地域住民や高齢者がサロンに参加し、参加者が主体に活動を構築し、自分の役割や楽しさ、生きがいを見出し、社会参加の意欲を高める活動を実施しています。

場　所	市内約 53 会場（自治会館や公民館などの社会教育施設、自宅や公園など）
回　数	月２回程度開設され、地域住民が自由に参加。
主な日課	おしゃべり、料理や食事（昼食）、健康体操、歌（カラオケ）、季節の行事、散歩、映画・音楽鑑賞、手芸、趣味活動、ゲスト講話　　など

※参考　古河市社会福祉協議会より情報提供

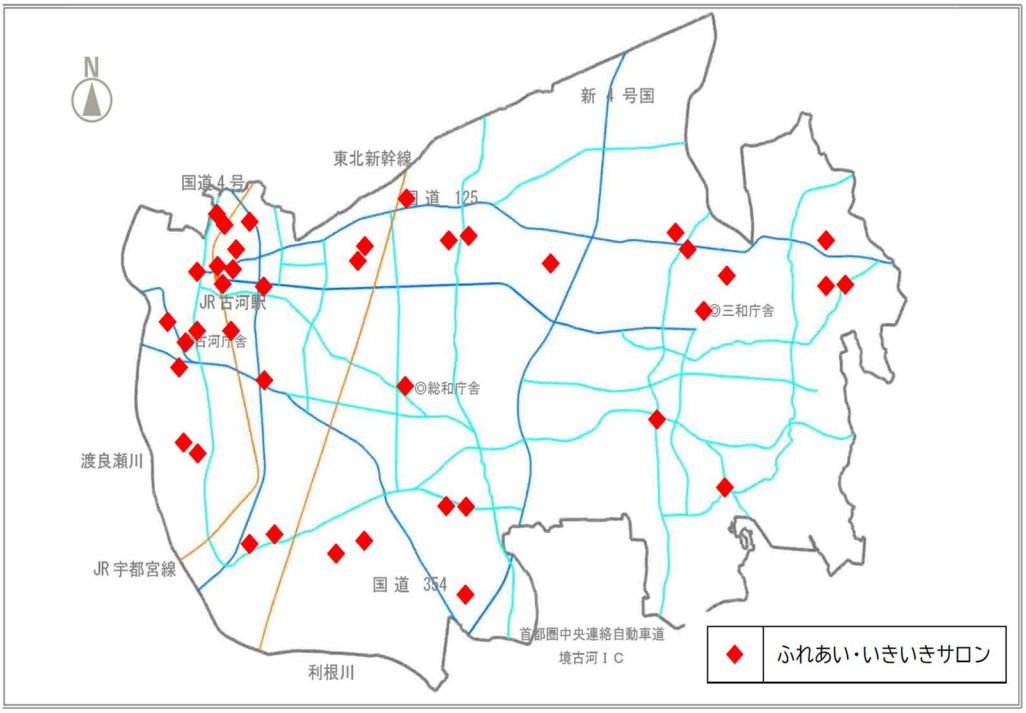

(3)　生涯学習・スポーツの場

生涯学習・スポーツの場は、公共施設で行う生涯学習講座やスポーツ教室のほか、民間企業では多種多様な事業活動を行っており、提供されるプログラムを利用者が自由に選び、余暇活動や教養向上などの社会的活動を実施しています。

生涯学習の場	民間	カルチャースクール 1 店舗、カラオケ 21 店舗、入浴施設 2 店舗
	公共	【市民大学】公共施設において、年間約 20 講座を実施。 ※令和 4 年度高齢介護課と共同企画で「シニア世代ヨガ講座」を開催予定。 【まなびピア】公共施設において、年間約 16 講座を実施。
スポーツの場	民間	フィットネスクラブ　18 店舗
	公共	5 施設

(4)　一般介護予防事業

一般介護予防事業は、高齢者が要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減や悪化防止のため、地域のつながりを活かした介護予防の取り組みを実施しています。

項目	会場	開催	定員	内容
シルバーリハビリ体操（県推奨）	11	160 回	各 25 名	人と人のつながりを通じながら、「いつでも、どこでも、ひとりでも」できる体操を実施。
さわやか教室	4	25 回	各 15 名	いきいきと生活するための介護予防のポイントを、さまざまなテーマで学び、受講者同士が楽しく交流できる教室を実施。
シニア運動教室	1	10 回	各 20 名	転倒予防のための運動や筋トレ、栄養や口腔に関する講話を実施。

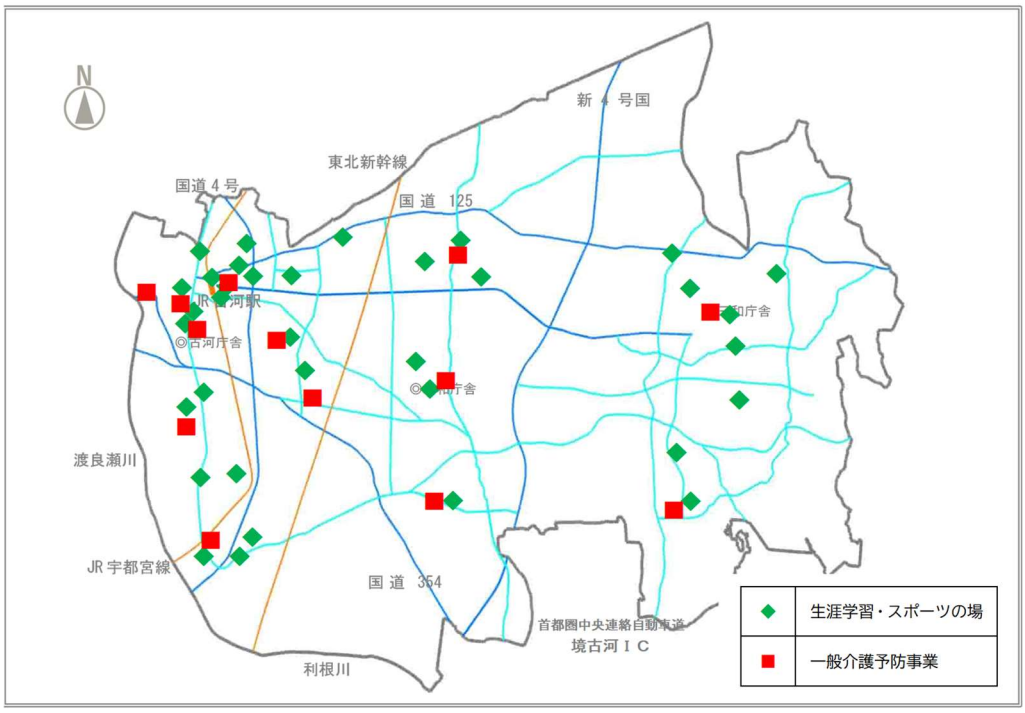

(5) 介護予防・生活支援サービス（通所型サービス）

介護予防・生活支援サービス（通所型サービス）は、要介護状態となることを予防するため、高齢者自身の能力を最大限に生かすことができるよう生活機能訓練やレクリエーションなどのサービスを提供しています。

通所型サービス	事業所数	利用人数	説明
介護予防通所サービス	33	279 人/月	デイサービスセンター等で、機能訓練・レクリエーションなどのサービスを提供。
ミニデイ型通所サービス	7		介護保険施設等で、生活機能向上のための体操やレクリエーションなどのサービスを提供。
短期集中介護予防通所サービス	6		介護保険施設などで、保健・医療の専門職による運動を中心とした生活機能改善の取り組みを提供。

※参考　「介護保険事業状況報告（令和 3 年 10 月実績）」より抜粋

(6) 介護サービス（通所サービス）

介護サービス（通所サービス）は、介護が必要な方が通所介護事業所へ通い、入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活の世話及び機能回復訓練を提供しています。

通所サービス	事業所数	利用人数	説明
通所介護（デイサービス）	37	1,349 人/月	デイサービスセンターで、入浴・食事・日常動作訓練などのサービスを提供。
通所リハビリテーション（デイケア）	6	877 人/月	介護老人保健施設などで、自立した日常生活を送るための機能訓練などのサービスを提供。

※参考　「介護保険事業状況報告（令和 3 年 10 月実績）」より抜粋

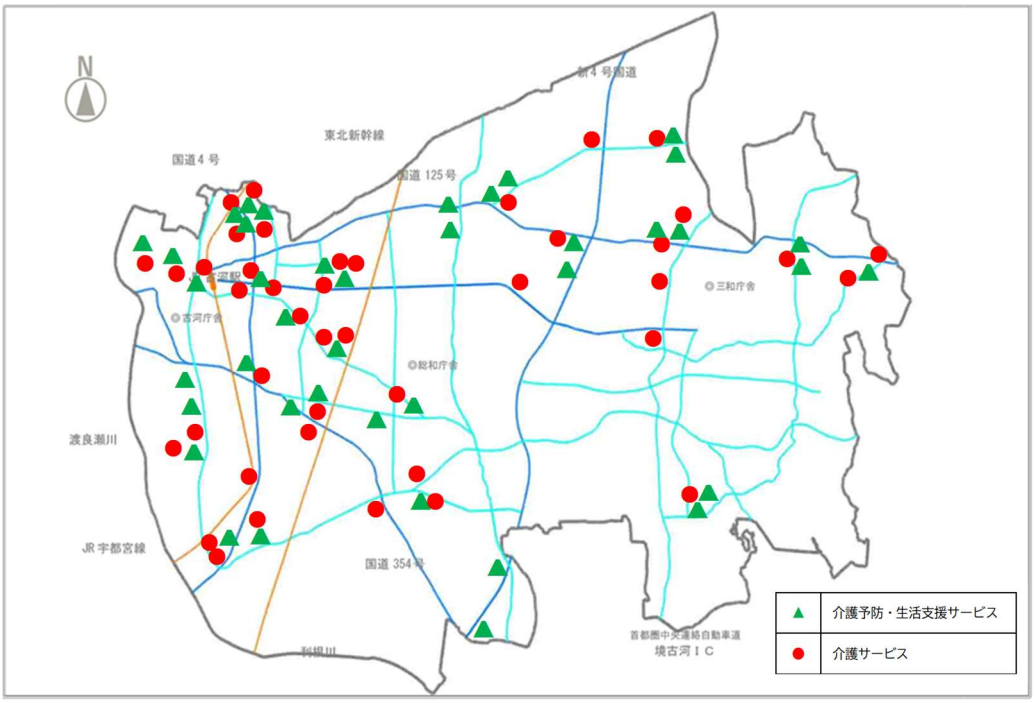

Ⅲ　老人福祉センターの今後のあり方について

老人福祉センターは、高齢者がいつまでも健康で心豊かに過ごせるよう、趣味やレクリエーションなどを総合的に提供する施設であり、高齢者の健康増進、余暇活動の充実、そして憩いの場として親しまれてきました。

現在は、高齢者の価値観・意識・ライフスタイルの多様化により、地域の公民館や民間サービス施設を利用した小規模な活動、個々のニーズに合った民間サービスによる娯楽活動が増えてきています。市内には、官民合わせて介護予防を実施するサービス拠点も数多くあるため、老人福祉センターを利用して余暇活動する人は少なくなってきています。

また、コロナ禍により、市内公共施設の休館等のため老人福祉センターを利用できない期間があり、安定したサービスを提供できなかったり、再開した現在でも予約制による利用制限を行っていたり、自由な利用ができない状態が続いています。

施設を継続的に運営するには、毎年の維持管理費に加え、劣化による破損や機器の故障などの修繕費が突発的に発生することが懸念され、さらに長寿命化を図るとなれば、耐震補強などの大規模改修を実施しなければならず、また、浴場設備の更新など莫大な費用を見込まなければなりません。

市では、令和３年３月に「高齢者いきいきプラン」を策定し、今後の超高齢化社会を見据え、高齢者がいきいきと安心して住み続けられる地域共生社会の実現に向けた施策を展開しており、こうした高齢者の地域でのコミュニケーションや社会的活動を支援していくとしています。

総合計画に掲げる「いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実」に向け、施設サービスによる限定的な高齢者福祉の推進から、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に取り組んでいく必要があります。

第2次古河市総合計画第Ⅱ期基本計画

「いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実」

古河市高齢者いきいきプラン　高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画

基本理念：「安心できる未来と地域づくり」

“地域包括ケアシステムの深化・推進や地域共生社会の実現に取り組んでいく”

1　基本方針

地域共生社会の実現に向け、下記の４点を基本方針とし、高齢者福祉の充実に努めます。

（１）現状の老人福祉センターは、利用者の安全な利用の確保ができないこと、そして将来の運営に係る財政負担を鑑みて、令和 6 年 3 月 31 日の指定管理運営期間終了と同時に事業廃止とします。

（２）老人クラブ等の活動にかかる移動手段として利用していた福祉バスは、コロナ禍により約 2 年間の利用実績がない現状を踏まえ、令和 5 年 3 月 31 日の運行業務委託期間終了と同時に運行廃止とします。

（３）令和 6 年 3 月 31 日の事業廃止までの間、利用者の安全を確保の上、施設の運用継続をしますが、施設の大規模改修や浴場設備等の更新は行わず、使用不可となった施設の利用は中止とします。

（４）高齢者の価値観・意識・ライフスタイルの多様化や個人のニーズに即した活動を促すため、また高齢者いきいきプランで掲げている“安心していきいきと暮らせる地域づくり”のために、以下の施策を展開していきます。

①老人クラブ交流事業の支援【新規】
②老人クラブ活動費補助金の増額【見直し】
③アクティブな高齢者活動の推進【新規】
④高齢者のタクシー料金助成【見直し】
⑤補聴器購入助成費の増額【拡充】

高齢者福祉の充実に向けて

従 来

老人福祉センターにより、趣味やレクリエーションなどを総合的に提供。

老人福祉センター（ハード）

課題（1）コロナ禍で利用者固定化などの課題が浮き彫りに。

課題（2）安定した施設運営維持には、多額の工事費用が発生。

課題（3）福祉バスも、経年劣化が進み、買い替えが必要。

老人福祉センター運営ビジョン 4つの基本方針を推進

≪基本方針≫

（1）老人福祉センターは、令和5年度末廃止。

（2）福祉バスは令和4年度末廃止。

（3）施設更新は行わず使用不可となった施設の利用は中止。

（4）ライフスタイルの多様化等に即した新たな高齢福祉施策を展開していく。

今 後

地域の活動や民間サービスなどを活かし、趣味やレクレーションの場を確保。

老人福祉センターが担ってきた役割を地域住民活動や類似した民間サービスが行い、行政は多様化する個人のニーズに即した施策を拡充する。

これにより、より多くの地域住民や地域で高齢者福祉が充実するように努める。

ハードによる高齢者福祉の充実から、ソフトを中心とした福祉サービスの充実に転換し、地域共生社会の実現と持続可能な高齢者福祉サービスの提供を図る。

２　事業スケジュール

老人福祉センター及び福祉バスの事業終了を見据え、新たな施策等の導入の検討を進めます。

事業	内容	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
老人福祉センター（古河・総和）	R6.3.31 指定管理期間終了で“廃止”	→	→		
福祉バス	R5.3.31 委託契約期間終了で“廃止”	→			
◆老人クラブ交流事業の支援【新規】	老人クラブが、独自の交流活動を実施した際に、活動内容に応じた支援を行う		→	→	→
◆老人クラブ活動費補助金の増額【見直し・拡充】	現行の「老人クラブ活動費補助金」の支援内容を見直し、地域交流や社会活動の支援を行う		→	→	→
◆アクティブな高齢者活動の推進【新規】	アクティブな高齢者活動を推進するため、新たな教室を創設し、地域のつながりや介護予防を図る		→	→	→
◆高齢者のタクシー料金助成【見直し】	現行の「高齢者通院助成補助金」を緩和し、通院以外のタクシー利用でも対象とし、高齢者の外出機会を設けることにより、地域での交流や生活の質の向上が見込まれ、介護予防を図る			→	→
◆補聴器購入助成費の増額【見直し・拡充】	高齢者が補聴器を購入しやすい環境を整備することで、聞こえの一助を担うことができ、介護予防や生活の質の向上を図る			→	→

※事業廃止により捻出した財源を新規・拡充を行うための財源として活用したいと考えています。なお、拡充案は現時点で考えられる施策であり、今後より効果的な施策になるように検討を進めます。

Ⅳ　施策拡充（案）

1　老人クラブ交流事業の支援

◆老人クラブ交流事業の支援　【新規】

各老人クラブが、独自の交流活動を実施した際に、活動内容に応じた支援を行います。

〇事業内容（案）

高齢者が持つ豊かな知識、経験及び技能を生かして、老人クラブの活躍を推進し、高齢者の孤立を防止する。次の1～6のうち、1つ以上の事業を行う。

	事業名	内容
1	食でつながるふれあい交流	地元食材を使った郷土料理を通じて、ふれあい交流を行う。
2	四季折々ふれあい交流	四季折々の行事を通じ、ふれあい交流を行う。
3	地域探索ふれあい交流	地域を探索しながら、危険箇所や避難方法、防災訓練を行う。
4	趣味教養ふれあい交流	高齢者が持つ豊かな知識や経験、技能を生かした趣味教養を学びながらふれあい交流を行う。
5	やさしい運動ふれあい交流	高齢者にもやさしい運動を通じて、健康維持や介護予防を図り、ふれあい交流を行う。
6	美化活動ふれあい交流	地域の公共物などの美化活動を通じで、ふれあい交流を行う。

事業実施により補助金支給　　30,000 円（年間上限）

・詳細は検討中

・事業費は概算であり、予算額を担保されているものではありません

2　老人クラブ補助金の増額

◆老人クラブ補助金の増額 【既補助金の見直し・拡充】

均等割りを廃止し、会員１人あたりの補助額を増額することにより、クラブ会員の地域交流や社会活動を支援します。

（例）
- 仲間と一緒に日帰り温泉へ出かけよう
- いつもと違ったレストランで食事会
- 道の駅巡りで地場産野菜のお買い物ツアー

など、自由に活動できる。

現　行		見直し
均等割り（人数に応じた額） 39 人以下　40,000 円 59 人以下　60,000 円 60 人以下　80,000 円 ＋ **会員数×200 円／人**	→	廃　止 移送費相当分の増額 **1人　2,000 円に増額**

・詳細は検討中
・事業費は概算であり、予算額を担保されているものではありません

3　アクティブな高齢者活動の推進

◆アクティブな高齢者活動を推進する新たな教室を創設【新規】

アクティブな高齢者活動を広め、地域のつながりを活かした活動を推進します。

1.「ポールウォーキング」教室の開催

ポールウォーキング…スキーに似たポールを持って歩く新しいスポーツ
フレイル対策や健康増進対策に効果があり、高齢者の健康寿命延伸や介護予防の一環として普及が進んでいる。

《効果》

運動不足による筋力低下など日常生活に支障が生じることが懸念されている高齢者が、手軽に始められる運動に取り組むことで、いつまでもアクティブなシニア活動を維持することができる。

《事業》

〇教室の開催
ポール購入費（参加者貸出用具）、講師謝礼、その他経費（年 6 回、3 地区開催）

〇ポール購入費助成金
教室受講者が継続的に活動するための支援
購入費の 1/2 （上限 5,000 円）

〇指導資格習得支援
研修費の 1/2（上限 40,000 円）

2.「コグニサイズ」教室の開催

コグニサイズ…コグニション（認知）とエクササイズ（運動）を組み合わせた造語
頭で考えるコグニション課題と身体を動かすエクササイズ課題を同時に行う。

《効果》

エクササイズ課題を行うことで、脳と身体の機能を効果的に向上させることが期待できる。

《事業》

〇教室の開催
講師謝礼・その他経費（年 6 回、3 地区開催）

〇指導資格習得支援
研修費の 1/2（上限 40,000 円）

アクティブな高齢者活動を推進
健康寿命延伸や介護予防、認知機能予防
→ **地域力、民間力を活かす取り組みを支援**

・詳細は検討中
・事業費は概算であり、予算額を担保されているものではありません

4　高齢者のタクシー料金助成

◆高齢者のタクシー料金助成 【既補助金の見直し】

現行の「高齢者通院助成補助金」を見直し、通院以外のタクシー利用でも対象とします。
高齢者の外出機会を設けることにより、介護予防の一助となり、さらに市内タクシーを利用した社会活動により、地域活性化も期待されます。

	現行	見直し
事業名	高齢者通院助成事業	高齢者のタクシー料金助成
利用範囲	通院	通院を含む社会活動
利用の証明	毎回、通院先の証明が必要	利用先の証明不要
手続き方法	事前に申請書を受取る 通院先に証明を依頼 領収書を添付し、市へ申請	事前に利用者登録 登録書を持参し、販売店で購入
補助率 （還元率） や限度額	費用の 1/2 （還元率 50%） 限度額 5,000 円／月 （片道を 1 回とし、月 8 回まで）	還元率　20% 事前購入 購入時に助成される
対象者	70 歳以上 65 歳以上で独居・高齢者世帯 要支援、要介護認定者	65 歳以上の高齢者 要支援、要介護認定者
補助金の 受取方法	申請後、指定口座へ振込 （月末締、翌月末口座振込）	購入時に還元分付与

・詳細は検討中
・事業費は概算であり、予算額を担保されているものではありません

5　補聴器購入助成費の増額

◆補聴器の購入助成費の増額【既補助金の見直し・拡充】

補聴器の購入額は 10～20 万円の製品が多く、助成額の増額要望が多く寄せられています。高齢者が補聴器を購入しやすい環境を整備することで、聞こえの一助を担うことができ、高齢者の介護予防や生活の質の向上を図ります。

現　行		見直し
補聴器購入費用　上限1万円 1／2以内（100 円未満切捨て）	→	上限額の引き上げ **上限　3万円**

- **詳細は検討中**
- **事業費は概算であり、予算額を担保されているものではありません**

補聴器の効果

補聴器を装用することで、より小さな音や言葉が聞き取れるようになります。また、不要な雑音を抑え、騒がしい場所でも聞き取りやすくする機能を持った機器もあります。会話が聞き取りやすくなることで、家族や周りの方々とのコミュニケーションが改善するので、閉じこもりを防ぎ、活動的になるなど、生活の質が向上することが期待できます。